

橋本市産業文化会館及び橋本市温水プール自動販売機設置業者募集要項

橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールに設置する飲料自動販売機等（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集しますので、募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知の上、お申込みください。

1. 募集物件概要

物件① 清涼飲料水

設置カ所	台数	販売品目	設置期間	設置スペース	最低販売率
橋本市産業文化会館 1F(南)	1	清涼飲料水 (缶・ビン・ペットボトル)	R8年4月1日～ R11年3月31日	1台当たり 1000mm ×890mm以内	
橋本市産業文化会館 1F(北)	1	清涼飲料水 (缶・ビン・ペットボトル) ユニバーサルデザイン機種とする キャッシュレス対応とする	R8年4月1日～ R11年3月31日	1台当たり 1000mm ×890mm以内	30%
橋本市温水プール 1F	1	清涼飲料水 (缶・ビン・ペットボトル)	R8年4月1日～ R11年3月31日	1台当たり 880mm ×628mm以内	

物件② アイスクリーム

設置カ所	台数	販売品目	設置期間	設置スペース	最低販売率
橋本市温水プール 1F	1	アイスクリーム	R8年4月1日～ R11年3月31日	1台当たり 1000mm ×800mm以内	20%

2. 設置場所詳細（別紙参照）

別図1（全体図） 別図2（会館1階拡大図） 別図3（プール1階拡大図）

3. 自動販売機設置条件等

（1）使用料等

①使用許可期間

設置許可の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。

②使用料

自動販売機設置の使用料については、売上額に対する歩合（販売料率）を乗じた額とし、使用料は、月末締め翌月20日までの支払いとします。

③費用負担

ア 電気料

電気使用料は、公益財団法人橋本文化スポーツ振興公社の負担とします。

イ 設置費・維持費

設置及び維持管理にかかる全ての費用は、設置事業者の負担とします。

ウ 原状回復費用

設置期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置事業者の負担とします。

（2）自販機本体

- ①飲料用又はアイスクリーム用の自動販売機であること。
- ②デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。
- ③省エネタイプの機種であること。
- ④水道の接続を伴う自動販売機は設置できません。
- ⑤新紙幣、新貨幣に対応すること。

（3）販売

- ①販売品は、飲料品(酒類を除く)又はアイスクリームとすること。
- ②販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

（4）使用上の制限並びに維持管理責任等

- ①自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ②商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ③自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき回収ボックス1個を設置する
とともに 設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑤自動販売機を設置するにあたっては、転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及
び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じ
るものとし、据付面を十分に確認したうえで、「安全設置」すること。
- ⑥その他使用上の制限並びに維持管理責任等については、関係法令等を遵守すること。

4. 応募資格要件

(1) 次に掲げる法人、個人又は団体（以下「法人等」という。）が応募することができます。

①和歌山県内に本社又は支店・営業所を有する法人

②橋本市内に住所を有する個人

※設置対象者は、自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有し、現在「清涼飲料水自動販売機」又は「アイスクリーム自動販売機」を自社・自宅以外で1台以上設置していること。

(2) 前項に掲げる法人等が次の各号に該当する場合は、応募資格を有しません。

①法律行為を行う能力を有しないもの

②団体の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいること

③地方自治法施行令第167条の4に規定するもの

④会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っているもの

⑤市税、法人税、消費税並びに地方消費税等を滞納しているもの

⑥橋本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けているもの

⑦橋本市が実施した設置事業者の公募において、使用許可後、正当な理由なく辞退し、もしくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告をしたもの

5. 応募書類等

(1) 応募書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、今回は当公社が管理する他施設の自動販売機設置業者の入札を同日程で行うため、複数施設の入札に参加する場合は、以下の応募書類は1通で構いません。

① 応募申込書	様式第1号
② 誓約書	様式第2号
③ 販売計画書	様式第3号
④ 財務状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） <法人>貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類する書類 <個人>所得税確定申告書の写し	任意様式
⑤ 納税証明書（直近2事業年度分）又は完納証明書 市税、法人税、消費税並びに地方消費税等を滞納していないことの証明書	任意様式

⑥ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本及び住民票の写しは、発行後3ヶ月以内のものとします。） <法人>当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等 <個人>住民票の写し、事業内容及び実績等がわかるもの	当該様式 任意様式
--	--------------

（2）応募申込受付完了書類の送付

応募申込受付後、「応募申込書の写し（受付印を押印したもの）」を送付します。

（3）留意事項

- ①応募書類は、日本工業規格のA4の大きさとします。ただし、やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとします。
- ②提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ③提出された応募書類は、設置事業者の選定以外には原則として使用しません。
- ④提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することができます。
- ⑤必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- ⑥応募書類の提出にかかる経費は、すべて応募者の負担とします。
- ⑦やむを得ない理由により、応募を辞退することが明らかになった場合は、選定日の前日までに辞退届（様式第4号）を提出してください。
- ⑧提出された応募書類は返却しません。
- ⑨提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、設置事業者公募に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。

6. 応募申込手続

応募申込手続等のスケジュールは次のとおりです。

① 募集要項の配布	令和8年2月5日（木）～2月18日（水）
② 募集要項等に関する質問の受付	令和8年2月5日（木）～2月18日（水） 平日午前9時から午後5時まで
③ 質問に対する閲覧期間	令和8年2月20日（金）～2月24日（火） 平日午前9時から午後5時まで
④ 応募書類の受付期日	令和8年2月25日（水）午後5時まで
⑤ 設置予定事業者の選定	令和8年3月4日（水）午前10時30分

⑥ 協定書の締結	選定後早々に
⑦ 設置事業者による事業開始	令和8年4月1日

(1) 応募スケジュールの具体的な内容

① 要項の配布方法

(公財)橋本市文化スポーツ振興公社ホームページよりダウンロードしてください。

② 質問の受付

質問書（様式第5号）に記入のうえ、橋本市産業文化会館事務所へ持参又は郵送、電子メール、FAX等で提出のこと。なお、到着確認を電話により必ず行うこと。

③ 質問に対する回答

橋本市運動公園管理棟又は橋本市産業文化会館事務所に閲覧に来てください。

④ 応募書類の受付

橋本市運動公園管理棟又は橋本市産業文化会館事務所まで持参又は書留郵便（締切日当日必着）にて提出してください。（電子メール、ファクシミリでの提出は不可。）

橋本市運動公園管理棟

〒648-0061 和歌山県橋本市北馬場 454

TEL 0736-33-1866 FAX 0736-33-2324

橋本市産業文化会館事務所

〒649-7206 和歌山県橋本市高野口町向島 135

TEL 0736-42-5070 FAX 0736-42-5076

⑤ 入札参加資格の確認等

上記5(1)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、参加資格のある者に対して、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付、手渡します。

(2) 設置予定事業者の選定

i) 日 時 令和8年3月4日（水）午前10時30分

ii) 場 所 橋本市産業文化会館 2階応接室 （橋本市高野口町向島 135）

iii) 選考方法

物件①清涼飲料水、物件②アイスクリームの各々で入札を実施します。

入札は、販売手数料（売上金×%、少数第1位まで、消費税込）の料率を記載していただきます。同率の場合は、くじにより設置予定業者を決定します。

最低販売料率を超えない入札は無効とします。

(3) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

① 応募方法の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- ④提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき
- その他、本要項に定める条件等を満たしていない場合など不適当と認められるもの

7. 協定書の締結等

(1) 協定書の締結

設置予定事業者は、自動販売機設置に関する細目について公社と協議し、協定書の締結を行います。

(2) 協定書締結の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との協定書の締結を解除するものとします。

なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

- ① 協定書の締結後、当該使用許可の履行期間中に、橋本市から指名停止措置又暴力団等排除措置等を受けた場合
- ②その他設置事業者が本件使用の相手方として不適当と認められる場合
- ③公社が設置期間内に指定管理の解除をうけた場合

8. 問い合わせ先

前ページ記載 6.(1)③ ④と同じ

(自動販売機設置場所図)

